

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第14号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則
香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第 2（第 3 条関係）		別表第 2（第 3 条関係）	
1 ～ 19 略		1 ～ 19 略	
20 特例条例別表第 2 の 20 の項の規則で定める書類	略	20 特例条例別表第 2 の 20 の項の規則で定める書類	略
		<u>20 の 2 特例条例別表第 2 の 20 の 2 の項の規則で定める書類</u>	<u>生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下この項において「法」という。）及び生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号。以下この項において「省令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの（（1）から（4）までについては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において生活保護法の規定の例による場合を含む。）</u> <u>（1） 法第 49 条、第 54 条の 2 第 1 項及び第 55 条第 1 項の規定による指定の申請に係る書類</u> <u>（2） 法第 49 条の 3 第 1 項の規定による指定の更新の申請に係る書類</u> <u>（3） 法第 50 条の 2（法第 54 条の 2 第 5 項及び第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る書類</u> <u>（4） 法第 51 条第 1 項（法第 54 条の 2 第 5 項及び第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退に係る書類</u>

21 特例条例別表第 2の21の項の規則 で定める書類	略
22～27 略	
<u>28及び29</u>	<u>削除</u>
30～35 略	
36 特例条例別表第 2の36の項の規則 で定める書類	略
<u>37 特例条例別表第 2の36の2の項の 規則で定める書類</u>	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年 法律第191号。以下この項において「法」と いう。）に基づく書類のうち、次に掲げるも</u>

	<u>類</u> <u>(5) 省令第14条第2項に規定する届書</u>
21 特例条例別表第 2の21の項の規則 で定める書類	略
22～27 略	
<u>28 特例条例別表第 2の28の項の規則 で定める書類</u>	<u>都市公園法（昭和31年法律第79号。以下こ の項において「法」という。）</u> 、 <u>香川県都市 公園条例（昭和39年香川県条例第20号。以下 この項において「条例」という。）及び香川 県都市公園規則（昭和39年香川県規則第46号。 以下この項において「規則」という。）に基 づく書類のうち、次に掲げるもの</u> <u>(1) 法第5条第1項（法第33条第4項にお いて準用する場合を含む。）並びに第6条 第2項及び第3項（法第33条第4項におい て準用する場合を含む。）に規定する申請 書</u> <u>(2) 条例第3条第2項及び第3項（条例第 14条において準用する場合を含む。）に規 定する申請書</u> <u>(3) 条例第10条（条例第14条において準用 する場合を含む。）の規定による届出に係 る書類</u> <u>(4) 規則第5条の規定による届出に係る書 類</u>
<u>29</u>	<u>削除</u>
30～35 略	
36 特例条例別表第 2の36の項の規則 で定める書類	略

	<u>の</u> <u>(1) 法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項及び第35条第1項の規定による許可の申請に係る書類</u> <u>(2) 法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）及び第34条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議に係る書類</u> <u>(3) 法第19条第1項及び第38条第1項の規定による報告に係る書類</u>		
--	---	--	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第2の36の項の次に1項を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。